

# 医療法人睦会 ムツミ病院介護医療院 運営規程

(事業の目的)

## 第1条

長期にわたる療養を必要とする要介護者に対して、利用者の心身の状態に応じ、できる限り自立した日常生活を営むことができるように、介護医療院サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練等の必要な医療・看護・介護サービスの提供を行なうことを目的とする。

(運営の方針)

## 第2条

1. 利用者の要介護状態の軽減、ならびに悪化の防止のため、利用者の心身の状況を踏まえて、療養を妥当かつ適切に行なう。
2. 利用者へのサービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
3. 事業者は、サービス提供にあたり、懇切丁寧を旨とし、利用者等に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行なう。
4. サービスの提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なわない。
5. 本施設は自らその提供するサービスの質の評価を行ない、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

## 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	医療法人睦会 ムツミ病院 介護医療院
所在地	京都府亀岡市下矢田町君塚 8 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

## 第4条

医療法人睦会ムツミ病院における介護医療院（以下施設という）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ・管理者 医師 1 名

所属職員を指導監督し、適切なサービスの運営が行われるよう実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。

- ・医師 3 名以上

利用者の病状及び身体の状態等、その置かれている環境の的確な把握に努め、診察の必要があると認められる疾病又は負傷に対する的確な判断を基とし、必要な検査・投薬・処置等、療養上妥当適切に行なうとともに、医学的管理を行なう。

・理学療法士 1名以上

医師の指示を受け、利用者の心身の自立の支援と日常生活の充足に資するよう、利用者の心身機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行なう。

・介護支援専門員 2名以上

適切な方法により、利用者の能力・おかれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明確にし、個々人の所持能力を生かした日常生活を営むための課題を把握する。計画担当介護支援専門員は、利用者等の意向を踏まえ、サービス担当従事者と協議の上、目標・達成時期・サービスの内容・サービスを提供する上での留意事項を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。

・診療放射線技師 1名以上

医師の指示を受け、診察に用いる画像情報を提供するため、X線検査やCTなどの放射線を用いる撮影装置を扱い検査を行なう。

・薬剤師 1名以上

利用者に対して、医師の処方箋に基づき、投薬・注射等の薬剤を処方するとともに、必要に応じて服薬に関する注意・効果・副作用等に関する状況把握をし、薬剤的管理・指導を行なう。

・管理栄養士 1名以上

利用者の食事の適切な衛生管理を行い、病状や身体状況により適切な栄養量及び内容の食事提供が行なえるよう管理すると同時に、利用者個々人の栄養ケア計画を作成する。

・事務職員 3名以上

受付や電話対応、サービスの手続きについて相談の受付や説明を行なう。また、介護報酬請求業務として請求書を作成・送付し、サービス利用料を受領する会計業務など、事務的な業務全般を行う。

・看護職員 15名以上

看護職員は、医師の指示を受け、自立支援の観点から利用者の病状・心身の状況等の把握に努め、健康管理及び身体の清潔保持等の必要な看護等を行なう。

・介護職員 23名以上

介護職員は、看護及び医学的管理下における日常生活上の世話等を基本とし、身体の清潔保持や排泄にかかる介護等、利用者の心身の状態に応じ、できる限り自立した日常生活を営めるよう、適切な技術をもって介護・支援を行なう。また、必要に応じて看護職員の補助業務を行なう。

(利用定員)

第5条

利用の定員は以下のとおりとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

1. 本院2病棟(2階病棟及び3階病棟) 90床
2. 居室の定員は2名又は4名とする

(指定介護医療院サービスの内容)

第6条

1. 本運営規程の事業目的に添って作成した施設サービス計画に基づいた看護・介護とする。  
 なお、利用者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は協力医療機関を紹介する等適切な措置を速やかに講じる。
2. その他、サービス内容は厚生省令第41号「指定介護医療院の人員、設備、及び運営に関する基準」に定めてある取り扱い方針、診療方針、機能訓練、看護及び医学的管理の下における介護、食事の提供等を遵守する。

(利用料等)

#### 第7条

1. サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額（一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割又は3割（食事の提供に要する費用の額・光熱水費を除く））及び食費・居住費\*1)とする。

ただし、法定代理受領分以外の場合は介護保険報酬額の相当額を徴収する。

なお、領収証は法定代理受領分とそれ以外の項目に分けて交付するものとする。

\*1) 食費・居住費

食費（1日当たり）1,600円

居住費（1日当たり）…377円

※ 但し、介護保険負担限度額認定に該当の場合は、特定入所者介護サービス費が給付され、居住費および食費は下記のとおりになります。

	1段階	2段階	3段階①	3段階②	該当なし
多床室	0円	370円	370円	370円	377円
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,600円

2. 入所生活に必要で本来なら個人が準備すべき物品や、日常生活において個人が希望する必要な物品等について、日常費として実費を徴収する。

#### 介護保険給付外サービスの利用料

種類	内容	利用料
おやつの提供	嗜好及び希望により、おやつ及び飲み物を提供します。	1日：150円
行事食の提供	参加の希望を募り、行事食を提供します。	1回：330円
テレビの使用	ご希望により、テレビの貸出をします。	1日：200円

電気毛布の使用	ご希望により、電気毛布の貸し出しをします。	1日：200円
電気の使用	ご希望により、電気の使用ができます。 (ラジオ、携帯電話等)	1月：500円
コピー費用	ご希望により、サービス実施記録等のコピーを提供します。	1枚：10円
洗濯費用	清潔保全の為に、提供します。	1回：150円
リースセット 基本プラン	衣類やタオル、日用品等の提供をします。	1日：700円
リースセット オプション プラン	防寒具等の提供をします。	1日：100円
インフルエンザ等の予防接種	インフルエンザ等の予防接種をご希望される場合	実費
新型コロナ ワクチン接種	新型コロナのワクチン接種を希望される場合	現在 公費 今後 未定

☆その他

各種医材料		人工鼻：525円	死亡診断書	1通	5000円
各種診断書	1通	ネックバンド：546円	死後処置料	1通	15000円
		4000円～7000円			

※上記金額に消費税が課税されます。

- サービス提供に際しては、利用者またはその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。
- その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し、同意を得たものに限り徴収する。
- その他利用料について支払い\*2)が困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、分割納付の手続きを行なう場合がある。

\*2) 支払い方法

毎月、1日～月末までの利用料の合計の費用請求を翌月10日までに請求し、支払いが行われれば、領収書を発行する。

支払い方法は、銀行振込、口座引落、又は当院持参のいずれかで行う。

(施設利用に当たっての留意事項)

#### 第8条

利用者は、介護医療院サービスの利用にあたっては、以下の点に留意する

1. 利用者は施設の規律を守り、政治活動や宗教活動、その他迷惑となる行為をしてはならない。
2. 利用者は、施設の設備及び備品を利用するにあたっては、職員の指示や定められた取り扱い要領に従い、当該設備を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
3. 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
4. 利用者は施設の安全衛生を害する行為をしてはならない。
5. 利用者が外出するときは、あらかじめ外出届を提出し、管理者又は責任者の承認を得なければならない。

(非常災害対策)

#### 第9条

当施設の非常災害対策については消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に則ったものとする。また、消防法8条に規定する防火管理者を設置して次のとおり万全を期する(別添「ムツミ病院 消防計画」参照)。

1. 防火管理者及び火元責任者は医療法人睦会ムツミ病院と同一とする。
2. 自主検査については火災危険排除を主眼とした簡易な検査を始業時・終業時に行なう。
3. 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼するものとし、点検においては防火管理者が立ち会う。
4. 非常災害用設備は常に有効に保持するよう努めるとともに、法令に定められた基準に適合するように簡易な点検を行なう。
5. 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊の編成により任務の遂行にあたるものとする。
6. 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・ 年1回以上
  - ②利用者を含めた総合訓練・ . . . . . 年1回以上
  - ③非常災害用設備の使用方法の徹底・ . . . . . 随時
7. その他の災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生時の対応)

#### 第10条

1. 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。
2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録する。
3. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行なう。

(相談・苦情対応)

#### 第11条

1. 利用者は又はその家族等は、提供された介護サービスに苦情が有る場合は、いつでも相談・苦情窓口で苦情を申し立てることが出来る。
2. 利用者は介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口で苦情を申し立てることが出来る。

(その他運営に関する留意事項)

#### 第12条

1. サービス提供にあたる従事者は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修に参加する機会を作り、業務体制を整備する。
2. 職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容に含める。
4. サービス提供に当たる管理者及び従事者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備、または飲料水について衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なう。また、感染症対策についても必要な措置を講ずるものとする。
5. サービス提供に当たり、利用者又はその家族に対して運営規程の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、特別な療養環境等、利用者がサービスを選択するために必要な重要事項を記載した同意書を交付し、書面により同意を得る。
6. サービス提供に当たり、被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合は、この意見に配慮してサービスを提供する。また、サービス提供にあたっては被保険者証により資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめる。
7. 要介護度や診療の多寡を理由にサービス提供を拒否しないが、満床や希望する病床が空いていない場合、及び入所の必要がない場合、並びに利用者に対して自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は正当な理由としてサービス提供を拒否することがある。なお、正当な理由として拒否した場合は他に適切な医療機関等を紹介する。
8. サービス提供後、長期療養が不要と医師が判断した場合は退所を指示する。なお、家庭の都合等により退所に応じない場合は、市町村の福祉事務等と連携を図る等の対応を行なう。
9. その他厚生省令第41号「指定介護医療院の人員、設備、及び運営に関する基準」を遵守する。
10. この規程に定める事項以外の、運営に関する重要事項は医療法人睦会ムツミ病院が定める。

(地域との連携)

#### 第13条

事業者は、地域住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

## 第14条

1. 事業者は、入所者の虐待の発生又はその再発を防止する為、以下の措置を講じなければならない。
  - ①虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る事。
  - ②虐待の防止の為の指針を整備する事。
  - ③上記措置を適切に実施する為の担当者を置く事。
  - ④従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的を実施する事
2. 事業者は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ市町村へ報告する。

### (附則)

- この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年 3月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 1月28日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年 10月 1日から施行する。
- この規定は、令和 5年 6月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。